

福山市介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の定員増に係る募集要領

1 目的

本要領は、「福山市高齢者保健福祉計画2024」に基づき、介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の定員増を行う整備施設の選定を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 整備施設及び整備数

介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の定員増 89人分

3 整備計画書の提出要件等

広域型特別養護老人ホーム

[整備計画書の提出要件]

次の要件を満たす施設とする。

- ・第9期福山市介護保険事業計画期間（2027年（令和9年）3月末まで）に整備が完了する施設

[選定に係る優先順位]

複数の施設から整備数を超える整備計画書の提出があった場合の選定に係る優先順位は、次のとおりとする。

第1 現在の定員数に係る整備から経過年数が長い施設

第2 2023年（令和5年）7月に実施した「第9期福山市介護保険事業計画策定に係る意向調査」で、定員増の意向があった施設

第3 現在の定員が80人未満の施設

[定員の上限] 130人

- ・選定の結果の優先順位者から順に、応募に係る希望定員数の合計が本市の整備数（89人）の範囲内である者を整備事業者とする。この場合において、本市の整備数にお残りがある場合は、次点の事業者について、本市の整備数での整備を了承する場合には、整備事業者に加えることとし、了承がない場合は、さらに次点の事業者について同様とする。
- ・1施設当たりの整備数の上限は、30人分とする。

4 留意事項

- (1) 「整備計画書」には、施設の老朽化対策についても記載すること。
- (2) 本市が定めた人員、設備及び運営に関する基準等に基づき整備を行うこと。
※特に多床室による定員増を行う場合は、留意すること。

(福山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例 第6条第1項第1号)

居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者相互のプライバシーの保護その他の入所者の尊厳の保持等に配慮されたものであって市長がやむを得ないと認めた場合は、4人を上限とする。

- (3) 都市計画法、建築基準法、消防法及び本市関係条例その他開設や施設建設に関する法令に適合した計画とすること。そのため、必要に応じて、関係機関・部署への相談を行っておくこと。選定後、関係法令等の基準に適合していない場合は、選定を取り消す場合がある。
- (4) ショートステイからの転換による定員増を行う場合は、ショートステイ利用者にサービス提供の低下が生じないように対策を講じること。
また、その内容について「整備計画書」に記載すること。

5 整備計画書の提出方法

(1) 提出書類

所定の「整備計画書」及び添付書類を2部（正本1部、副本1部）提出すること。
※別添「整備計画書記入要領」に基づき作成すること。

(2) 募集期間

2025年（令和7年）12月10日（水）から2026年（令和8年）2月13日（金）まで

(3) 応募方法

応募書類は、事前に受付票を提出した事業者に対してのみ送付する。
送付を希望する場合は、2026年（令和8年）1月7日（水）午後5時15分までに受付票（介護保険課ホームページ掲載「高齢者保健福祉施設の整備事業者応募受付票」）を提出すること。（電子メール、郵便又はファクシミリによる提出を認めるが、郵便の場合は、期限当日までの消印があるものを有効とする。）

応募書類は、事前に電話連絡したうえで、福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課の窓口へ2026年（令和8年）2月13日（金）までに持参すること。（土曜、日曜及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）郵送は不可とする。

(4) 留意事項

- ア 必要に応じ、追加書類を求める場合がある。
- イ 応募に係る費用は、応募者が負担すること。
- ウ 必要な書類がすべて整わない場合は、書類を受理しない。
- エ 受理した書類は、返却しない。また、その内容の変更を認めない。
ただし、施設整備方針の変更につながらないような、軽微な誤り（記載誤り

等）があると事業者から申出があった場合は、提出後1週間以内に限り、書類の修正を認める。

才 応募を取り下げる場合は、取下書（様式自由）を提出すること。この場合においても、受理した応募書類は返却しない。

力 受理した応募書類は、公文書として福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき取り扱う。

6 質問及び回答

募集要領に関する質問がある場合は、2025年（令和7年）12月24日（水）午後5時15分までに質問書（様式自由）を福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課に提出すること。（電子メール、郵便又はファクシミリによる提出を認めるが、郵便の場合は、期限当日までの消印があるものを有効とする。）

なお、電話での質問は受け付けない。

質問に対する回答は、2026年（令和8年）1月7日（水）までに本市ホームページに掲載する。

7 選定及び決定の方法

福山市社会福祉法人等審査会において、提出された「整備計画書」を審査のうえ選定し、その結果について福山市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の意見を聴き、市長が整備事業者を決定する。

8 整備に係る補助金

補助金の交付（見込み）については、【表1】の区分のとおりとする。

ただし、ショートステイ居室の転換等による定員増の場合、施設整備費及び開設準備経費に係る経費は、補助対象外とする。

（1）広域型特別養護老人ホーム

- ・施設整備費 … 補助金は交付しない。
- ・開設準備経費 … 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

【表1】

【2024年度（令和6年度）広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）の補助金額】

区分	補助金 上限額	対象経費
開設準備経費	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 914千円 ×定員増数	円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 (具体例：設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)

※上記の補助金額については、2025年度（令和7年度）分から改正予定となっているため、実際の補助金額は改正後の補助金額を適用予定である。

（2）その他

- ア 当該補助により取得した財産は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換等を行ってはならない。ただし、その財産が耐用年数を経過し、又は本市の承認を受けた場合は、この限りではない。
- イ 補助金の活用は任意であり、活用する場合は、補助内示後に整備着手が可能となる。
- ウ 本補助金は、「広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）」の対象とし、本市が選定事業者に交付するものである。
整備事業者が活用を希望しても、広島県の状況により、採択されない場合や、補助金額が減額となる場合があるので、留意すること。
また、本市補助金についても、予算の確保を保証するものではないため、留意すること。

9 決定後の流れ

個別の結果は、その応募者のみに通知するとともに、整備事業者として選定された応募者の概略については、本市ホームページに掲載する。

10 スケジュール（予定）

2025年度(令和7年度)	内 容
12月10日（水）	募集開始、質問受付開始
12月24日（水）	質問受付終了
1月 7日（水）	質問に対する回答期限
2月13日（金）	募集受付終了
2月下旬～5月中旬	審査・選定期間
5月下旬	選定結果を応募事業者に通知
5月下旬～	選定結果ホームページ公開

※応募状況等により、スケジュールが変更となる場合がある。

11 応募・問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階
福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課（サービス基盤担当）
電話：(084) 928-1281
FAX：(084) 928-1732
メールアドレス：kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp